

古殿町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(23年度末)	A		B	B/A	22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	6,127	4,501,311	53,810	710,131	15.7	14.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

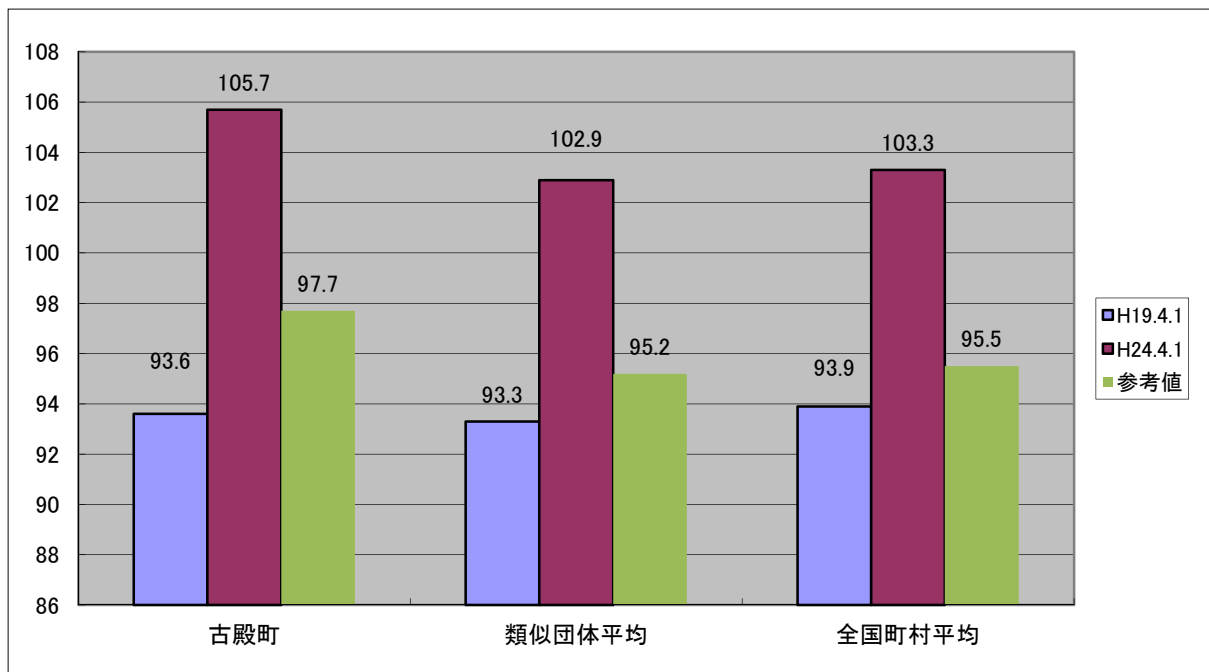
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	72	266,629	33,088	93,180	392,897	5,456	5,694

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特別職(町長)給与10%カット 特別職(副町長)空席
 特別職(教育長)給与10%カット 特別職(議会議員)報酬5%カット

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額ある。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の 給料月額	247,900	313,700	361,500	396,000	410,900	438,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
古殿町	38.4 歳	292,500 円	333,664 円	322,751 円
福島県	43.7 歳	345,500 円	426,067 円	375,710 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
類似団体	43.0 歳	317,283 円	358,424 円	347,483 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
古殿町	56.8 歳	4 人	320,800 円	353,953 円	347,670 円	—	—	—	—
うち運転手	56.8 歳	4 人	320,800 円	353,953 円	347,670 円	自家用乗用自動車 運転手	55.9 歳	178,000 円	1.99
福島県	52.7 歳	320 人	375,500 円	420,745 円	396,934 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465(285,030) 円	—	307,596(323,181) 円	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	5 人	300,814 円	323,402 円	316,295 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
古殿町	5,994,235	—	—
うち運転手	5,994,235 円	2,223,500 円	2.70

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年度～23年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (24年4月1日現在)

区 分		古殿町	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	149,400 円	155,250 円	—
	中学卒	135,600 円	139,800 円	—

※国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (24年4月1日現在)

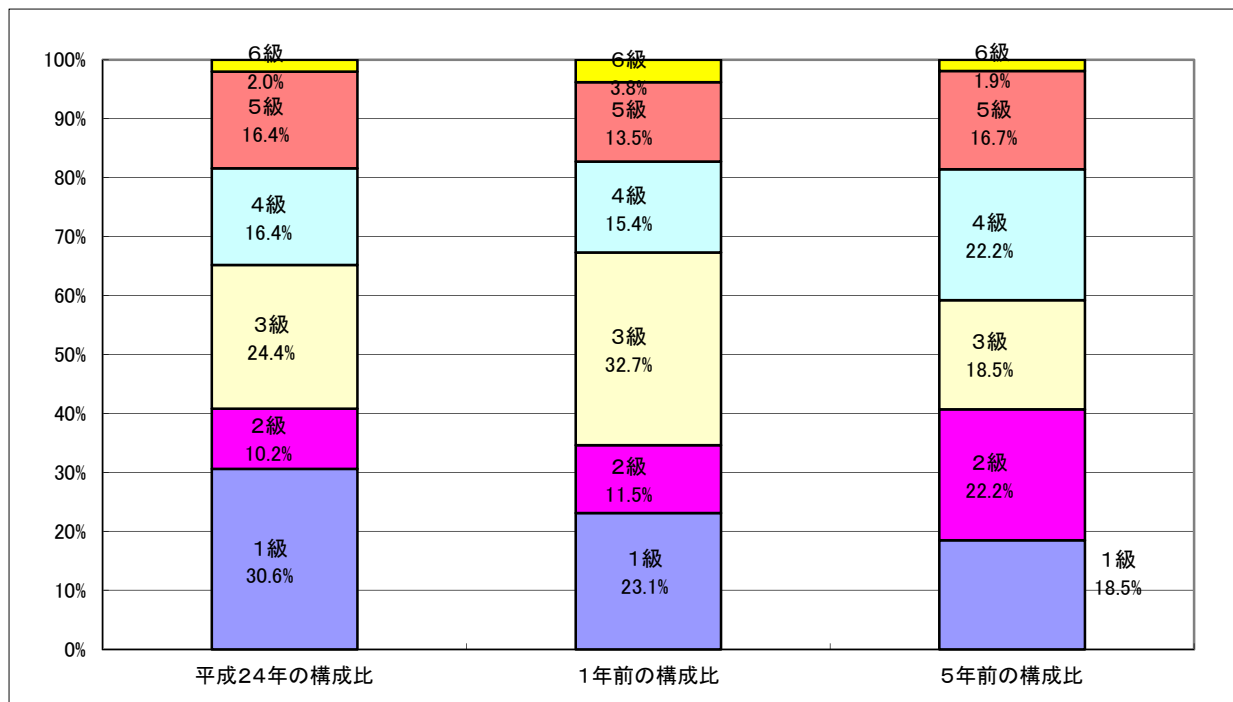
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	244,700 円	300,500 円	334,900 円
	高校卒	209,400 円	250,900 円	311,100 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	15 人	30.6 %
2 級	主事	5 人	10.2 %
3 級	係長、主査	12 人	24.4 %
4 級	主任主査、課長補佐	8 人	16.4 %
5 級	課長、主幹	8 人	16.4 %
6 級	困難な業務を処理する課長参事	1 人	2.0 %

- (注) 1 古殿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

古 殿 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,310 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,644 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

未実施

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

古 殿 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 (退職時特別昇給 制度なし) 1人当たり平均支給額 — 千円 24,977 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	6,124 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	116 千円
支給実績(22年度決算)	5,286 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	97 千円

(4) その他の手当（24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 扶養1人につき 月額6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族 1人目 月額11,000円 16歳～22歳までの子等 5,000円加算	同		8,867 千円	246,291 円

住居手当	借家・借間	家賃月額9,500円以上を支払っている場合 ・家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円超 52,500円未満 (家賃額-20,500円)× 1/2+11,000円 ・家賃額52,500円以上 27,000円	異	家賃 12,000円 以上	2,211 千円	245,622 円
通勤手当	交通機関等利用	61,000円まで全額。61,000円を超えた場合は、その超えた額の2分の1の額を61,000円に加算	異	運賃 55,000円 以下	3,645 千円	79,247 円
	自家用車等利用	通勤距離片道2km以上で通勤距離に応じて 2,200円～43,100円		2,000円～ 24,500円		
管理職手当		管理・監督の地位にある職員 ・課長 給料月額10% ・主幹 給料月額8% ・課長補佐 給料月額7%	異	10%～25%	7,239 千円	361,957 円
単身赴任手当		異動により配偶者と別居することとなったとき(異動距離60km以上で異動距離に応じて) 月額23,000円～45,000円	同		854 千円	427,000 円
宿日直手当		宿直・日直により休日や夜間に勤務したとき 1回につき4,200円	異	医師等の宿日直手当	746 千円	16,206 円
寒冷地手当		11月～3月支給 ・世帯主で扶養あり 月額17,800円 ・世帯主で扶養なし 月額10,200円 ・その他 月額 7,360円	同		4,438 千円	54,793 円

6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	682,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(758,000 円)	807,500 円	363,200 円
	副町長	546,300 円	670,100 円	365,000 円
	教育長	511,200 円		
報酬	議長	288,800 円		
		(304,000 円)	364,000 円	220,000 円
	副議長	227,100 円	285,000 円	168,100 円
	議員	211,900 円	263,000 円	135,800 円
	(223,000 円)			

期末手当	町長	(23年度支給割合)			
	副町長	6月期	1.4	月分	計 2.9 月分
教育長	12月期	1.5			
議	議長	(23年度支給割合)			
	副議長	6月期	1.4	月分	計 2.9 月分
議員	12月期	1.5			
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×在職期間×支給率0.48	15,717,888 円	任期毎	
	教育長	給料月額×在職期間×支給率0.29	7,604,496 円	任期毎	
		給料月額×在職期間×支給率0.20	4,907,520 円	任期毎	
	備考				
寒冷地手当	町長	11月～3月まで支給			
	副町長	世帯主で扶養あり	17,800円		
教育長	世帯主で扶養なし	10,200円			
		その他	7,360円		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

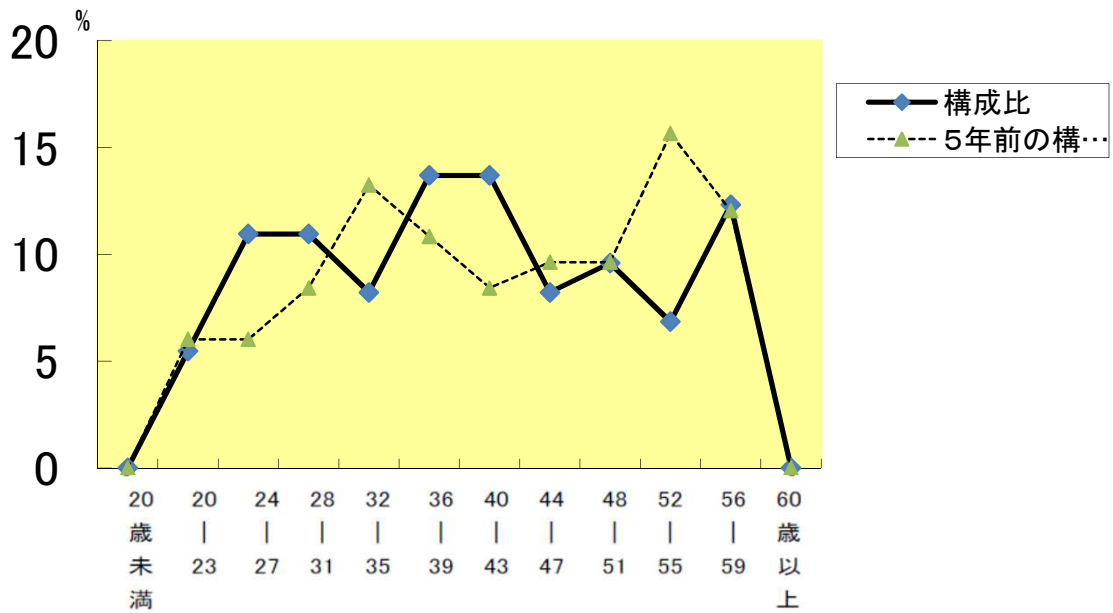
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	1	△ 1	事務統合縮小 昨年は震災に伴い新人職員の配置が保留されたため 県職員の派遣終了、後任者なし 震災に伴う業務増 昨年は震災に伴う県職員派遣配置が保留されたため
		総 務	16	14	△ 2	
		税 務	5	5	0	
		民 生	14	13	△ 1	
		衛 生	6	6	0	
		農 水	8	9	1	
		商 工	2	2	0	
		土 木	4	6	2	
	計	57	56	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.4 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.24 人)	
	教育部門	15	12	△ 3	学校用務員業務廃止による用務員減	
小 計	72	68	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.62 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 150.18 人)		
公営企業計等部門	水 道	1	1	0		
	下 水 道	0	0	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	5	5	0		
合 計	77	73	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.78 人		
		[93]	[93]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	8人	8人	6人	10人	10人	6人	7人	5人	9人	0人	73人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	増減数	率
一般行政	60	58	59	58	57	56	▲4	(▲6.66%)
教 育	16	18	17	16	16	13	▲3	(▲18.7%)
普通会計計	76	76	76	74	73	69	▲7	(▲9.2%)
公営企業等会計計	7	6	6	6	5	5	▲2	(▲28.5%)
総合計	83	82	82	80	78	74	▲9	(▲10.84%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。